

## 役員等報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉連携推進法人ジョイント&リップル(以下「法人」という)定款第26条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議会委員の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬等)

第2条 当法人の役員報酬は支給しない。

- 2 当法人及び当法人の構成委員(社員、会員)から、月額給与、報酬、委託報酬等の対価を受けない役員(以下「外部役員」という。)が、社員総会又は理事会(以下「理事会等」という。)に出席した場合、社員総会又は理事会(以下「理事会等」という。)に出席した場合は、日当5,000円を支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、外部役員が、理事会等が決議省略(書面決議)により行われた場合、又は当法人の用務(前項の場合を除く。)に従事した場合は、前項の2分の1の額の日当を支給する。
- 4 評議会委員が、社会福祉連携推進評議会に出席した場合は、第2項を準用する。また、評議会委員が、当法人の用務(社会福祉連携推進評議会に出席した場合を除く。)に従事した場合は、第3項を準用する。

### (費用弁償)

第3条 役員が当法人の職務を行うために要した費用については、弁償することができる。

- 2 費用弁償の範囲は、当法人の用務として出張した場合に限る。
- 3 前2項は、評議会委員に準用する。

### (費用弁償の額)

第4条 費用弁償の額は、社会福祉法人リデルライトホーム旅費規程(以下「旅費規程」という。)を準用する。

- 2 前2項は、評議会委員に準用する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、社員総会の議決を受けて行う。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、認定所轄庁の認定の日(令和5年4月吉日)より施行する。